

軽犯罪法（昭和23年法律第39号）（抄）

昭和23年5月1日 公布

昭和23年5月2日 施行

第1条 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

（略）

二十 公衆の目に触れるような場所で公衆にけん悪の情を催させるような仕方でしり、
ももその他身体の一部をみだりに露出した者

（略）

二十三 正当な理由がなくて人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつ
けないでいるような場所をひそかにのぞき見た者

（略）

第2条 前条の罪を犯した者に対しては、情状に因り、その刑を免除し、又は拘留及び
科料を併科することができる。